

第二子以降出産祝金給付金

岐阜県少子化対策事業の一環として、第2子以降の子どもを持ちたいと考える保護者が、安心して子どもを産み育てることができるよう支援するため、「第二子以降出産祝金」を支給します。

🌸支給対象者🌸

下記の要件をいずれも満たす人

- ①令和5年4月1日以降に第2子以降の子を出産した母又はその配偶者で、第2子以降の子の出生日に第2子以降の子と同一の住所を有する人
- ②第2子以降の子の出生日に、第2子以外の児童(18歳に到達してから最初の3月31日までの児童)を監護し、かつ、第2子以外の児童と生計を同じくする人

🌸支給額🌸 児童1人につき10万円

🌸支給にあたっては申請書の提出が必要となります。市福祉支援課から申請書をお渡ししますので、必要書類(お生まれになったお子様の記載のある戸籍の全部事項証明書等)を添付していただき、ご提出ください。



お問い合わせ
本巣市役所 健康福祉部
福祉支援課 子育て支援係
☎058 - 323 - 7752